

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年8月22日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

新羽中学校スプリンクラー修理業務委託

2 履行（納品）場所

横浜市港北区新羽町1434-4（新羽中学校）

3 契約日

令和7年7月29日

4 履行日又は履行期間

令和7年10月31日

5 契約金額

¥2,805,000. -

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区大岡三丁目16-8

ヒドロ工業株式会社 代表取締役 石田 日出夫

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

スプリンクラーが故障し機器の交換等が必要な状況となり、近隣への砂塵被害防止
及び生徒・教員の熱中症予防のため、早急に対応する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

専用部品であり、設置業者でしか対応できないため

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課